

刑の一部の執行猶予となった男性覚醒剤事犯者の保護観察における回復プロセス・再犯プロセス ——複線径路等至性モデリング (TEM) を用いた分析

押切久遠 法務省保護局

OSHIKIRI Hisatoo Rehabilitation Bureau, Ministry of Justice

石隈利紀 東京成徳大学大学院心理学研究科

ISHIKUMA Toshinori Graduate School of Psychology, Tokyo Seitoku University

要約

刑の一部の執行猶予の判決を受け、刑事施設出所後に保護観察に付された男性覚醒剤事犯者のうち、薬物を再使用せずに保護観察を終了した2ケース（回復ケース）及び保護観察中に薬物を再使用した2ケース（再犯ケース）の計4ケースについて、保護観察事件記録を基に、その保護観察プロセスを複線径路等至性モデリング (TEM) 等の手法により分析した。その結果、回復と再犯の岐路となったのは、「自分が薬物依存症であるという自覚を持てたか」「薬物使用への多様な引き金について認知できたか」「希望の仕事に就くことができたか」「仕事に充実感や順調感を持つことができたか」「疲れや体調不良に対し、休暇や治療で対処できたか」などであることが示唆された。研究結果に基づき、薬物依存症からの回復に向けて、①薬物依存症の自覚（薬物への無力感）と生活全般への自己効力感を併せ持つことができるような働きかけが重要である、②生活全般への自己効力感を育むために就労支援を充実強化する必要がある、③危機場面への素早い対応が肝要であると考察し、保護観察処遇への提言を行った。

キーワード

薬物依存症, 覚醒剤事犯者, 保護観察, 複線径路等至性モデリング

Title

Recovery Process and Recidivism Process in Probation for Male Stimulant Offenders Who Were Granted Partial Suspension of Execution: An Analysis Using the Trajectory Equifinality Modeling (TEM)

Abstract

Based on official records, the probation process of four individuals was analyzed using various methods including the Trajectory Equifinality Modeling (TEM). These instances involved male stimulant offenders who were granted partial suspension of execution and were placed under probation supervision after their release from prison. Two cases out of four successfully completed probation without reusing drugs (recovery cases), while the other two cases resumed drug use during probation (recidivism cases). The analysis suggested that the following factors played a crucial role in the divergence between recovery and recidivism: awareness of their drug addiction, recognition of various triggers for drug use, ability to find meaningful employment, experiencing a sense of fulfillment and progress in their work, ability to address fatigue and physical health issues through vacation or treatment. Based on the research results, it seems important to work on the following aspects in the recovery from drug addiction: (a) it is crucial to work on interventions that can combine self-awareness of drug addiction (feelings of powerlessness towards drugs) and a sense of self-efficacy in various aspects of life, (b) there is a need to strengthen employment support and cultivate a sense of self-efficacy in various aspects of life, and (c) it is essential to respond promptly to crisis situations. These considerations were made when providing recommendations for probation supervision.

Key words

drug addiction, stimulant offender, probation, Trajectory Equifinality Modeling (TEM)

問題と目的

1 問題

(1) 覚醒剤事犯者の再犯傾向の強さとその特性

2021年の薬物事犯検挙人員の約6割を占める覚醒剤事犯者は、長期的には減少傾向にあるものの、年間約8千人を数える(法務総合研究所, 2022)。刑事司法は、検挙、起訴、裁判、矯正、保護観察と進むが、覚醒剤事犯者は、例えば、2017年に刑事施設を出所した者が5年以内に再び刑事施設に戻る割合(5年以内再入率)が、出所者全体で37.2%であるのに対し、覚醒剤事犯者に限ると43.8%に上る(法務総合研究所, 2022)など、再犯に関係するデータにおいて、いずれの段階においても数値が高く、再犯傾向の強さがうかがわれる。そして、その背景には、薬物依存症という精神疾患の存在があると考えられる(赤木, 2017; 法務総合研究所, 2020a)。

覚醒剤事犯者の中でも薬物依存症が進んでいる覚醒剤事犯受刑者のプロフィールを見ると、年齢が40歳以上である者、教育程度が中学卒業又は高校中退である者、親の離婚や死亡を経験している者、婚姻したものの配偶者との離死別を経験している者、大麻や有機溶剤の使用経験がある者、犯行時に無職であった者が比較的多い(法務総合研究所, 2020a, 2020b)。

覚醒剤事犯受刑者については、その薬物使用等に対する認知に関する研究が多くなされており、①薬物使用への引き金(使用理由)は、薬物仲間、性行為、お金や時間の余裕、イライラ、欲求不満等であると認知している(赤木, 2017; 法務総合研究所, 2020a)、②一方で、薬物使用への錨(断薬理由)は、大切な他者との関係、処罰へのおそれ、強い意志、仕事の継続等であると認知している(赤木, 2017; 法務総合研究所, 2020a)、③薬物使用に関連する自分の問題や依存症状を低く見積もる傾向がある(山本ら, 2011)、④自力で断薬することへのこだわりが強い(神垣ら, 2016)、⑤自己効力感が高い者ほど再犯に及ぶ確率が低くなる(山本ら, 2013)といった知見が示されている。

また、覚醒剤事犯者を含む薬物依存症者については、人間関係に着目した研究も多く、伴(2015)、上岡・

大嶋(2010)、松本(2018)、内潟ら(2015)は、薬物依存からの回復のためには、孤独・孤立に陥らずに、多様な出会うやかかわりを持つことが重要であるとしている。覚醒剤事犯者が、薬物使用への錨として大切な他者との関係を重視していることは前述したとおりである。

さらに、依存症治療の成功要因の一つが有益な雇用であることが、これまでの研究でも明らかにされており(引土, 2019)、やりがいのある仕事の重要性(上岡, 2020)、充実感を持って仕事を継続することの重要性(森田, 2021)が示されている。また、薬物依存症者120人の長期間にわたる追跡調査を行ったストリッカーら(Strickler et al., 2009)によれば、就労を維持するためには、「希望する雇用と実際の職場とが適合していること」「就労への意欲と求職支援があること」「仕事や仕事以外でも、コンディションが整っていること」が重要であるとされており、雇用におけるマッチングや健康の維持の大切さが示されている。

(2) 薬物事犯者への対応と刑の一部の執行猶予制度の導入

近年、薬物事犯者への対応は、単なる刑罰から「刑罰+回復支援」へと舵を切ろうとしている(押切・山下, 2016)。刑事施設においては、2006年に自助グループによるミーティングを取り入れた薬物依存離脱指導が導入され、保護観察所においても、2008年に認知行動療法を理論的基盤とする教育と簡易薬物検出検査を組み合わせた覚せい剤事犯者処遇プログラムが導入された。2015年に法務省と厚生労働省が定めた「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」においては、薬物乱用は犯罪行為であると同時に薬物依存の一症状であり、その人の薬物依存からの回復と社会復帰を支援する必要があると明記された。

こうした中、2016年には刑の一部の執行猶予(以下「一部執行猶予」という)制度が導入された。それまでの懲役刑の言渡しは、例えば、懲役2年の刑を言い渡す場合、実刑として2年間刑事施設に収容するか、全部執行猶予として刑事施設に収容せずに社会生活を送らせるかの選択肢しかなかった。

これに対し、一部執行猶予は、例えば、懲役2年、うち6か月につき執行猶予2年といった言渡しを可能

とするものであり、これまで刑事施設に入ったことのない犯罪者や、薬物事犯者であれば刑事施設に入ったことのある者も対象となる。そして、その執行猶予期間中は原則として保護観察が付くこととなる。つまり、例示したケースの場合、1年6か月は刑事施設に収容され、その後釈放（場合によってはそれより前に仮釈放）されるが、残りの6か月については2年間保護観察付き執行猶予の状態となり、その2年の間に再犯等がなければ刑は終了し、再犯等があれば執行猶予が取り消されて6か月間刑事施設に再収容されることとなる。

2016年から2021年までに一部執行猶予を言い渡された者7,712人について見ると、覚醒剤取締法違反が91.3%を占め、かつ、執行猶予に保護観察が付く者が99.8%であり（法務省、2022a）、この制度が、薬物事犯者をメインターゲットとし、刑事施設における矯正処遇とそれに引き続く比較的長期の保護観察処遇により、その再犯防止と社会復帰を図ろうとするものであることが分かる。

(3) 一部執行猶予導入後の保護観察の課題

一部執行猶予の導入に伴い、保護観察所においては薬物再乱用防止プログラム（2015年まで覚せい剤事犯者処遇プログラムと呼称。以下「プログラム」という）を大幅に拡充し、保護観察期間の長期化に対応するものとした。また、刑事施設においても、保護観察所のプログラムとの連続性を担保できるよう、薬物依存離脱指導を全面的に改定し、認知行動療法を一つのベースとした。この保護観察所におけるプログラムと刑事施設における薬物依存離脱指導については、一定の再犯抑止効果があると検証されている（法務省保護局、2022；法務省矯正局成人矯正課・法務省矯正研修所効果検証センター、2022）。

一方、保護観察が比較的長期化する中、覚醒剤事犯者の再犯防止と薬物依存症からの回復を一層図るために、保護観察期間中にどのような処遇を行うべきかが重要な課題となっている。また、その前提として、どのような状態や働きかけが、つまりどのようなプロセスが覚醒剤事犯者を回復や再犯へと導くのかを究明することが求められている。この点、勝田・羽間（2014）は、薬物事犯の保護観察対象者について、薬物再使用や再犯の状況を追跡調査し、実証的な検証を行う必要

があり、その際には、統計的検証を行うとともに、事例検討により、表面化している問題点の背景や原因について明らかにすることが重要だとしている。

2 研究の目的

本研究は、一部執行猶予となった覚醒剤事犯者の保護観察における回復プロセス・再犯プロセスについて明らかにすることを目的とする。その際、回復（薬物を再使用せずに保護観察終了）に至るプロセスと再犯（保護観察中に薬物を再使用）に至るプロセスの相違や、先行研究に照らしてそのプロセスに影響を与えると思われる①薬物使用に対する認知、②人間関係、③仕事・健康の状況などの要因に焦点を当てる。

保護観察とは、犯罪者や非行少年の再犯・再非行防止と改善更生を目的に、地域社会の中で、保護観察所（保護観察等を行う法務省の出先機関）の保護観察官（更生保護を専門とする常勤職員。全国に約1,200人）と保護司（法務大臣の委嘱を受けた無給の民間ボランティア。多様な職種や分野の方々が活動している。全国に約47,000人）が協働して、保護観察対象者に対し指導監督や補導援護を行う制度である。刑事処分により保護観察となった覚醒剤事犯者の多くは、毎月定期的に、プログラムをグループで又は個別に受講するとともに、保護観察官又は保護司と面接し、指導や支援を受けることとなる。

なお、刑事施設を出所したものの家族等のもとに帰ることのできない保護観察対象者については、その受入れ先として更生保護施設（全国に102施設）がある。更生保護施設に入所している間は、保護観察所の保護観察官と保護司の資格を持つ更生保護施設職員が協働して保護観察を行う。

方法

1 調査対象者

2016年6月の一部執行猶予制度導入以降に、覚醒剤取締法違反により一部執行猶予が確定し、刑事施設に入所後、出所して保護観察を受け、保護観察が終

了した者の中から4ケースを、文化心理学の方法論の体系である複線径路等至性アプローチ (Trajectory Equifinality Approach : TEA) の主要要素である歴史的構造化ご招待 (Historically Structured Inviting : HSI) により選定する。HSI は、研究者が関心を持った現象を経験した者を調査対象者として選定する手続きのことである (上川, 2023 ; 安田, 2023)。条件をなるべく揃えるため、性別・男性、刑事施設初入所者、同一の保護観察所において保護観察を受けた者とする。

調査対象者はいずれも、刑事施設に初めて入所した一部執行猶予者であり、累入の一部執行猶予者や全部実刑者に比べると犯罪性は進んでいないと言える。しかし、いずれも、覚醒剤取締法違反により全部執行猶予となった経験があるにもかかわらず、再び覚醒剤を使用して一部執行猶予となったケースであって、初入の一部執行猶予の方が全部実刑者よりも薬物依存症重症度が高いという谷ら (2020) の研究結果と併せても、薬物への依存は相当程度進んでいると考えることができる。

2 調査対象データ

調査対象者の保護観察事件記録を調査対象データとする。保護観察事件記録は、刑事施設出所 (保護観察開始) 後の本人と保護観察官・保護司との面接記録、プログラムの実施結果の記録、プログラムのワークシートへの本人の自記記録などによって構成される。これらの記録は定期的に作成され、時系列に編綴されている。

質的研究においては、インタビューにより収集されたデータを調査対象とすることが多く、その場合には、本人が主観的に捉えた事実をどこまでも遡ることができる、インタビュー時点の本人の認知や感情を生き生きと捉えることができる、インタビューを繰り返すことによりデータの補充が可能であるといった利点がある。一方で、本研究のように、1年間から2年間にわたりデータが積み重ねられてきた事件記録を調査対象とする場合には、毎月定期的に行われてきた面接やプログラム等の実施後すぐに作成された記録に基づき、ある程度客観的かつ継続的に本人の表明した認知や生活状況や保護観察の実施状況等を捉えることができる。

3 分析の枠組み

本研究ではまず、先行研究において重要なものとして示された①薬物使用に対する認知、②人間関係、③仕事・健康の状況という3つのカテゴリーに、保護観察中の大きなポイントである④プログラムの状況、⑤保護観察官及び保護司とのつながりという2つのカテゴリーを加え、計5つのカテゴリー (以下、この5つを「大カテゴリー」という) を設ける。そして、保護観察事件記録における本人の言動から、大カテゴリーに包括される「小カテゴリー」 (例えば、「薬物使用に対する認知」であれば、「自分が薬物依存症であるという自覚がある」「薬物を断つためには人間関係が大切であるという認知がある」「仕事上のストレスが、薬物使用の引き金であるという認知がある」といった具体的な認知) を見出し、それを分類・命名した上で、再度保護観察事件記録を精査して、本人の言動がどのカテゴリーに該当するか確認する。

次に、ケースごとのカテゴリーへの該当について比較分析を行い、そこからケース間の相違を探索し、最終的には、その相違に照らして、回復・再犯へと至るプロセスを複線径路等至性モデリング (Trajectory Equifinality Modeling : TEM) によって追究する。

TEM は、TEA の主要要素の一つであり、人間の発達と人生径路の多様性・複線性を捉え描き出す質的研究法である。時間を捨象しないこと、個人の多様性を重視することが TEM のキーワードであり (サトウ, 2009)、時間の持続とともに進行し変化する経験を平均像にまとめてしまうのではなく、固有で多様な径路を示すことができる (安田ら, 2008)。TEM は、2000年頃に、ヴァルシナー (Valsiner) によって発達の複線性や等至性概念を重要視するモデル (TEM の原形) が提唱され、2005年頃以降に、サトウらにより質的研究法として確立されていった (サトウら, 2006)。

当事者が、ある選択の岐路に立ったとき、提示された径路を自分自身の辿ってきた径路や経験と重ね合わせ、ズレや異なりや似通っている部分を確認しながら、「それでは、自分は今後どのような選択ができるのか」といったことを考えるヒントを与えてくれるという点で、TEM は実践と相性がいい方法論であるといえる (安田, 2009)。その方法により作成された TEM 図は、

TEMで扱う経験と類似の経験をする人にとっての「あこがれ」や「転ばぬ杖の先」として機能する(サトウ, 2009)。

本研究は、保護観察という現場において、当事者である保護観察対象者が多様な径路を経て、薬物依存からの回復又は薬物の再使用に至るプロセスを明らかにしようとするものであり、TEMの方法論がよく当てはまる。TEMにより、そのプロセスを生き生きと描写することができるとともに、保護観察の実践において、どのような働きかけが功を奏するのかしないのかについて示唆を得ることができる。

TEMにおける主要な用語として、①人が異なる径路をたどりながらも類似の結果にたどりつくことを「等至性 (Equifinality)」、②等至性を実現する地点であり、研究上の焦点化がなされるポイントを「等至点 (Equifinality Point : EFP)」、③研究者が焦点化した等至点と対になるようないわば補集合的な事象を「両極化した等至点 (Polarized Equifinality Point : P-EFP)」、④1つの等至点までの径路の多様さを表す概念を「複線径路 (Trajectory)」、⑤ある選択によって各々の行動が多様に分かれていく地点であり、複線径路を可能にする結節点(ノード)でもあるポイントを「分岐点 (Bifurcation Point : BFP)」、⑥分岐点に働く力のうち、等至点に近づけるように働く力を「社会的助勢 (Social Guidance : SG)」、⑦分岐点に働く力のうち、等至点から遠ざけるように働く力を「社会的方向づけ (Social Direction : SD)」、⑧等至点を経験した人のうち通常ほとんどの人が通るポイントを「必須通過点 (Obligatory Passage Point : OPP)」という(荒川ら, 2012; 上川, 2023; サトウら, 2006; 安田, 2005)。本研究においてもこの用語に従う。

なお、犯罪者・非行少年や薬物依存症者に関する質的研究としては、GTAを用いた勝田(2017)の研究、M-GTAを用いた有野(2019)、一柳・松下(2018)、松尾(2020)、室城(2012)、若林・小島(2020)の研究、TEMを用いた上岡(2020)、森田(2021)、坂野(2015)の研究などがある。これらの先行研究は、量的研究ではなかなか見えてこなかった犯罪・薬物依存症に至るプロセスやそこから立ち直り・回復するプロセスを示唆してくれる。

また、TEMを用いた研究の調査対象は、がん再発経験者(江頭・糟谷, 2019)、児童自立支援施設退所

者(河合ら, 2016)、子の不登校を体験した母親(小嶋・田中, 2020)、保育者(香曾我部, 2018)、福祉分野に進んだ大学卒業生(檜木, 2019)、幼稚園児(境ら, 2012)、デートDV被害者(武内・小坂, 2011)、不妊治療経験者(安田, 2005)、中絶経験者(安田ら, 2008)など多様であるが、これらの先行研究からは、TEMが、プロセスの分析に有効な質的研究法の中でも特に、時間の経過と共に揺らぎ変化する人の多様な経験(径路)を描きつつ、そこに共通するものや、その経験の維持・変化に影響を与えるものについて示唆を与えてくれる方法であることが見てとれる。

4 分析の手順

(1) 分析の手順の概要

まず、保護観察事件記録における書面作成の時系列に沿って、大カテゴリーに関連し、本人が書いたこと、本人が言ったこと(として記録されたこと)、本人の様子(として記録されたこと)をそのまま詳細に転記して、これを「原票」とする。

次に、原票に記された言動について、意味のまとまりごとに切片化し、固有名詞を普通名詞に置き換えるなどの匿名化作業を行い、これを「切片化票」とする。そして、切片化された言動について、どの大カテゴリーのどのような小カテゴリーに分類・命名できるか検討し、併せて、先に分類・命名された小カテゴリーに分類されるものではないか検討する。

切片化票の検討結果に基づき、保護観察開始後の経過月ごとに、そのカテゴリーに該当する言動があった場合は○、やや該当する言動があった場合は△(例えば、△としたのは、「親との関係が良い」という小カテゴリーにおいて、関係が良いとも悪いとも言えないが、連絡は取り合っているといった場合である)、そのカテゴリーに反する言動があった場合は×を付し、ケースごとに「カテゴリーへの該当月表(○△×表)」を作成する(そのカテゴリーに該当する言動がなかった場合には空欄となる)。

そして、4ケースについて原票作成からカテゴリーへの該当月表(○△×表)作成までの作業を一度終了後に、小カテゴリーの分類・命名を改めて見直して整理し、再度4ケースの原票と切片化票を精査の上、切片化された言動のカテゴリーへの該当の適否を確認

して、カテゴリーへの該当月表(○△×表)を改訂する。

さらに、カテゴリーへの該当月表(○△×表)により各ケースの全体のプロセス(カテゴリーへの該当の動き)を把握した上で、①4ケースにおけるカテゴリー該当の共通点と相違点を見るために、「カテゴリー該当の比較表」を作成する、②回復又は再犯という等至点又は両極化した等至点に向けて各ケースがどのような径路をたどったかを見るために、TEM図を作成するといった作業を行う。

(2) 原票から切片化票を作成し、カテゴリーへの該当を検討するまでの例

架空の例として、次のような原票(保護観察開始後5か月目の保護観察官との面接において本人が言ったこと)があるとする。

仕事は順調で、やりがいを感じている。先月の収入は手取りがいつもより多かった。薬をやっていた頃は、疲れ切っている、体調が悪くても、無理して働いていた。そのストレスで薬に走っていたので、今は無理せず休暇を取るようにしている。出所してからの一番の楽しみは、職場で出来た親友と旅行に出かけること。その人といると本当に楽しい。以前の生活に戻らないためには人間関係が一番大事だと思っている。プログラムは勉強になる。毎月通うのはしんどいが、同じように苦しんでいる人たちの話を聞くことで、励まされるし、自分も頑張らなきゃと思う。ただ、正直言って仕事とプログラムの両立はきつ、早く保護観察が終わってほしいなと考えることはある。

この原票から、次のような切片化票を作成する。

①仕事は順調で、やりがいを感じている。先月の収入は手取りがいつもより多かった。薬をやっていた頃は、疲れ切っている、体調が悪くても、無理して働いていた。そのストレスで薬に走っていたので、今は無理せず休暇を取るようにしている。

②出所してからの一番の楽しみは、職場で出来た親友と旅行に出かけること。その人といると本当に楽しい。以前の生活に戻らないためには人間関係が一番大事だと思っている。

③プログラムは勉強になる。毎月通うのはしんどいが、同じように苦しんでいる人たちの話を聞くことで、励まされるし、自分も頑張らなきゃと思う。ただ、正直言って仕事とプログラムの両立はきつ、早く保護観察が終わってほしいなと考えることはある。

これら切片化された言動についてカテゴリーへの該当を繰り返し検討すると、次のように整理できる。

大カテゴリー	小カテゴリー
① 仕事・健康の状況	●仕事への充実感がある・仕事が順調である
薬物使用に対する認知	●仕事上のストレスが、薬物使用の引き金であるという認知がある
人間関係	●大切に思う他者との関係が良い
② 薬物使用に対する認知	●薬物を断つためには人間関係が大切であるという認知がある
プログラムの状況	●プログラムへの肯定的な認知がある ●プログラムと仕事の両立はきつ、という認知がある
③ 保護観察官・保護司とのつながり	●保護観察官に自己開示する

カテゴリーへの該当月表(○△×表)の5か月目には、これらの小カテゴリー該当欄に○が付くこととなる。なお、同じ月に、同じ小カテゴリーに該当する言動が2つ以上あった場合にも、該当欄には1つの○△×が記入されることとなる。

検討の妥当性を担保するため、調査対象者の匿名性が厳に保たれるよう配慮して作成した切片化票に、該当する小カテゴリーを付記したものについて、守秘義務を有する法務省保護局職員(大学院において心理学を修め、なおかつ保護観察官経験のある者)3人(以下、「チェック者」という)によるチェックを得る。

(3) カテゴリーへの該当月表(○△×表)の例

前述のような手順を経て、架空の例として、表1のようなカテゴリーへの該当月表(○△×表)を作成することができる。

表1 カテゴリーへの該当月表（○△×表）の架空例

大カテゴリー		↓ 刑事施設出所後の保護観察経過月数																								
小カテゴリー		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
1 薬物使用に対する認知	①自分が薬物依存症であるという自覚がある	○			○				○		○		○												○	○
	②薬物を断つためには人間関係が大切であるという認知がある	○	○			○		○										○						○	○	
	③薬物仲間が、薬物使用の引き金であるという認知がある				○	○	○		○				○													
	④仕事上のストレスが、薬物使用の引き金であるという認知がある		○				○						○												○	
	⑤疲れが、薬物使用の引き金であるという認知がある		○						○						○									○		
	⑥イライラや怒りや不安が、薬物使用の引き金であるという認知がある	○				○			○						○										○	
	⑦仕事が、薬物を使用しないための錨であるという認知がある				○							○			○	○									○	
	⑧地域の社会資源（自助グループ等）につながる気持ちがある									○										△						×
2 人間関係	①親との関係が良い		△	△		△	△	×					×						△				△	△		△
	②大切に思う他者との関係が良い					○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○				○			○	
	③更生保護施設又は地域において他者との交流がある	△	○	○					○			○						○	○					○		
3 仕事・健康の状況	①希望の仕事に就職し、それを続ける	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②仕事への充実感がある・仕事が順調である		○	○		○	○	○	○		○	○			○		○		○	○		○	○			○
	③仕事・多忙による疲れがある		○	○	○	○		○						○		○						○				
	④仕事後の楽しみ・休暇取得など疲れへの対応、無理しない気持ちがある			○	○	○		○	○						○		○					○	○			
	⑤体調不良がある									○					○					○					○	
	⑥治療を受けるなどの体調不良への対応、健康への留意がある									○	○				○	○				○					○	○
4 プログラムの状況	①プログラムへの肯定的な認知がある	○				○			△			○			○	○					○	○			○	
	②プログラムの受講態度が積極的である【主に観察者の記録】	○					○		○		○		○	○					○					○		○
	③プログラム（グループ）において自己開示する【主に観察者の記録】	○						○	○		○	○	○	○					○	○			○	○		○
	④プログラムで自分の問題に直面化する	○	○	○	○	○		○	○		○						○			○				○	○	
	⑤プログラムと仕事の両立はきついという認知がある								○	○										○						
5 保護観察官・保護司とのつながり	①保護観察官との面接の約束を守る	○	○	○		○		○	○			○	○			○			○				○		○	○
	②保護観察官に自己開示する	○		○		○			○				○			○									○	○
	③保護司との面接の約束を守る	○	○	○	○	○		×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	④保護司に自己開示する			○		○	○								○	○					○	○				

注1：カテゴリーに該当する言動があった場合は○、やや該当する言動があった場合は△、カテゴリーに反する言動があった場合は×とした。

注2：4②・③は、主にプログラムの観察者の記録による。それ以外は、主に本人の言動として記録されたことや本人が書いたことによる。

注3：4③及び5②・④の「自己開示」とは、尋ねられていないことや自分に不利なことを積極的に話したり、素直な気持ちや不満・不安を吐露したりすることをいう。

注4：4④の「問題に直面化」とは、薬物使用に関する自分の問題を見つめる機会を得たことをいう。

5 調査者の臨床経験等

第1筆者は、大学の法学部を卒業後、1988年に保護観察所に採用され、保護観察官を10年6か月務め、覚醒剤事犯者を含む保護観察対象者の保護観察、受刑中の者の出所後の生活環境の調整、受刑中の者の仮釈放に関する調査等の実務に当たってきた。その間、大学院で心理学・カウンセリングを学び、臨床心理士・公認心理師の資格がある。また、保護観察官の他に、法務省保護局における政策の企画立案、法務総合研究所における犯罪分野の調査研究に従事した経験がある。

6 倫理的配慮

本研究においては、本来ならば、調査対象となる人の同意を得ることが望ましいが、本研究の調査対象者は既に保護観察期間を終了しており、本人の希望等がなければ、再度接触を図ることができない対象である。ただし、保護観察事件記録は、保護観察所長が保管する保護観察の経過等に関する記録であり、保護観察所長は、本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合には、学術研究の目的のために個人情報を提供することができる（個人情報の保護に関する法律第69条第2項4号）。本調査については、長年保護観察の実務等に従事してきた第1筆者が実践に寄与する学術研究を行うに当たり、研究結果の発表に際してプライバシー保護に十分配慮することを条件に、保護観察所を所管する法務省保護局と該当する保護観察所長の了解を得て、保護観察事件記録を第1筆者のみ閲覧することができたものである。また、調査に当たり、法務省保護局の了解と東京成徳大学大学院心理学研究科の研究倫理承認を得ている（承認番号20-1-23）。そして、研究結果の報告については、プライバシー保護に万全を期するために、大幅な抽象化を図り、細心の配慮を払っている。

結果と考察

1 歴史的構造化ご招待 (HSI)

薬物を再使用せずに約2年間の保護観察期間を終了した回復ケースとして、A・Bの2ケースを、約2年間の保護観察期間が予定されていたものの約1年目に薬物を再使用した再犯ケースとして、C・Dの2ケースをHSIにより選定した。4ケースの年齢は、30代から50代であった。

2 見出された全ての小カテゴリー

4ケースに見出された全ての小カテゴリーは、表2のとおりであった。なお、第1筆者が、ケースごとに切片化票を作成し、切片化された言動がどのような小カテゴリーに該当するかを示して、これを前述のチェック者に検討してもらった結果、提示した計1,026の小カテゴリーへの該当は、計988に絞られた。

3 カテゴリーへの該当月表(○△×表)に基づくケースの共通点と相違点(カテゴリー該当の比較表)

ケースごとのカテゴリーへの該当月表(○△×表)を基に、4ケースについて、その共通点と相違点を見ると、次のとおりであった。

(1) A・Bに共通するカテゴリー該当とC・Dに共通するカテゴリー該当

回復ケースであるA・Bに共通していたカテゴリー該当と、再犯ケースであるC・Dに共通していたカテゴリー該当を比較すると、表3のとおりであった。

(2) A・B・Cに共通するカテゴリー該当とDに独自のカテゴリー該当

A・B・Cにはある程度共通するカテゴリー該当が見られた一方、Dには独自のカテゴリー該当が幾つか見られた。それらを比較すると、表4のとおりであった。

Dは、プログラムにおいて、自分は薬物依存症では

表2 4ケースに見出された全ての小カテゴリー

大カテゴリー	小カテゴリー
薬物使用に対する認知	自分が薬物依存症であるという自覚がある
	薬物を断つためには人間関係が大切であるという認知がある
	薬物を断つためには豊富な知識こそが必要であるという認知がある
	法律に触れるから薬物を使用してはいけないという認知がある
	薬物使用は誰にも迷惑をかけていないという認知がある
	薬物仲間が、薬物使用の引き金であるという認知がある
	仕事上のストレスが、薬物使用の引き金であるという認知がある
	性交渉が、薬物使用の引き金であるという認知がある
	疲れが、薬物使用の引き金であるという認知がある
	イライラや怒りや不安が、薬物使用の引き金であるという認知がある
	孤独（寂しさ）や退屈（暇）が、薬物使用の引き金であるという認知がある
	お金の有ることが、薬物使用の引き金であるという認知がある
	仕事が、薬物を使用しないための錨であるという認知がある
	就職を世話してくれた知人が、薬物を使用しないための錨であるという認知がある
仕事後の楽しみが、薬物を使用しないための錨であるという認知がある	
地域の社会資源（自助グループ等）につながる気持ちがある	
人間関係	父親との関係が良い
	母親との関係が良い
	大切に思う他者との関係が良い
	更生保護施設又は地域において他者との交流がある
	自助グループに通う
	安定した人間関係が広がっている
仕事・健康の状況	希望の仕事に就職し、それを続ける
	希望とは異なる仕事に就職し、それを続ける
	希望の仕事に転職できる期待がある
	希望の仕事への転職が具体化する
	仕事への充実感がある・仕事が順調である
	仕事（職場や待遇）への不満がある
	仕事に責任やプレッシャーを感じる
	仕事・多忙による疲れがある
	仕事上のトラブルがある
	仕事後の楽しみ・休暇取得など疲れへの対応、無理しない気持ちがある
体調不良がある	
プログラムの状況	治療を受けるなどの体調不良への対応、健康への留意がある
	体調不良があっても仕事を休まない
	プログラムへの肯定的な認知がある
	プログラムの受講態度が積極的である【主に観察者の記録】
	プログラム（グループ）において自己開示する【主に観察者の記録】
	ワークシートによく書き込んでいる
保護観察官・保護司とのつながり	プログラムで自分の問題に直面化する
	プログラムの受講や一部執行猶予となったことに不満がある
	プログラムと仕事の両立はきついという認知がある
	保護観察官との面接の約束を守る
	保護観察官に自己開示する
	保護司との面接の約束を守る
	保護司に自己開示する
	保護司にリラックスしている

注1：「自己開示」とは、尋ねられていないことや自分に不利なことを積極的に話したり、素直な気持ちや不満・不安を吐露したりすることをいう。

注2：「問題に直面化」とは、薬物使用に関する自分の問題を見つめる機会を得たことをいう。

表3 カテゴリー該当の比較表① (A・Bに共通するカテゴリー該当とC・Dに共通するカテゴリー該当)

大カテゴリー	A・Bに共通する小カテゴリー該当	C・Dに共通する小カテゴリー該当
薬物使用に対する認知	<ul style="list-style-type: none"> 自分が薬物依存症であるという自覚を持っていた 薬物を断つためには人間関係が大切であるという認知を持っていた 薬物使用への多様な引き金を認知していた(4つ以上の引き金についての認知を持っていた) 	
人間関係		<ul style="list-style-type: none"> 大切に思う他者との関係がなかった又は良好ではなかった
仕事・健康の状況	<ul style="list-style-type: none"> 希望の仕事に就職した 仕事への充実感や順調感があった 仕事・多忙による疲れがあった 体調不良が頻繁にあった 疲れや体調不良に対し、休暇や治療で対処していた 	<ul style="list-style-type: none"> 希望とは異なる仕事に就職した 仕事(職場や待遇)への不満があった
プログラムの状況	<ul style="list-style-type: none"> プログラムにおいて自己開示的であった 	
保護観察官・保護司とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察官との面接の約束を守っていた 保護観察官や保護司に対して自己開示的であった 	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察官に対して自己開示的であった

表4 カテゴリー該当の比較表② (A・B・Cに共通するカテゴリー該当とDに独自のカテゴリー該当)

大カテゴリー	A・B・Cに共通する小カテゴリー該当	Dに独自の小カテゴリー該当
薬物使用に対する認知	<ul style="list-style-type: none"> 自分が薬物依存症であるという自覚を持っていた 薬物を断つためには人間関係が大切であるという認知を持っていた 薬物使用への多様な引き金を認知していた(4つ以上の引き金についての認知を持っていた) 	<ul style="list-style-type: none"> 自分が薬物依存症であるという自覚を持っていなかった 法律に触れるから薬物を使用してはいけないという認知を持っていた 薬物使用は誰にも迷惑をかけていないという認知を持っていた 薬物使用への引き金は1つだけであると認知していた
仕事・健康の状況	<ul style="list-style-type: none"> 体調不良が頻繁にあった 	

ない旨を表明するとともに、法律に触れるから薬物を使用してはいけないという認知や薬物使用は誰にも迷惑をかけていないという認知を表明していた。また、薬物使用への引き金はただ一つであるとしていた。

Dの保護観察は表面的には順調に推移していたものの、再犯に至っている。Dは、再犯後の調査において、薬物を使いたいという欲求が徐々に強くなり、使用してしまった旨を述べている。

(3) A・BとCとで異なるカテゴリー該当

A・BとCとで異なるカテゴリー該当を見ると、

A・Bが、希望の仕事に就職し、仕事への充実感・順調感を持ち、疲れや体調不良について休暇や治療で対処していたのに対し、Cは、希望とは異なる仕事に就職し、仕事への不満を持ちつつ、体調不良があってもあまり仕事を休むことはなかった。

なお、Cは、希望の仕事への転職を試み、その目的が立っていたが、結局、転職は不調に終わってしまった。Cは、再犯後の調査において、転職が叶わず自暴自棄になって薬物を使ってしまった旨を述べている。

(4) AとBとで異なるカテゴリー該当

Aが一貫して薬物依存症の自覚を持っていたのに対し、Bの薬物依存症の自覚は一貫したものではなく、保護観察期間の中盤に、薬物への欲求が生じてこないことへの安堵感から、自分は薬物依存症ではない旨を述べたり書いたりするようになった。しかし、Bは、終盤には、薬物使用時の自分を思い出して怖くなる体験をしたことをきっかけに、薬物依存症の自覚を取り戻し、保護観察期間の最後にも、薬物依存症が治ったとは思っていない旨を述べている。

Aには、親や大切に思う他者との良好な関係があり、大切に思う他者と喧嘩した時も、すぐに仲直りするといった行動が見られた。一方、Bは、親との関係が疎遠である上に、地域における他者との交流がほとんどなく、孤独で孤立した状態であった。

A・B共に保護司との関係は良く、自己開示も見られたが、特にBは、面接時にいつも保護司にリラックスした様子を見せており、保護司の存在がBの孤独・孤立を和らげていた。

4 カテゴリーへの該当月表 (○△×表) と カテゴリー該当の比較に基づくTEM図

4ケースのケースごとのカテゴリーへの該当月表 (○△×表) 及び表3・表4などのカテゴリー該当の比較からは、大カテゴリーである「薬物使用に対する認知」と「仕事・健康の状況」において、回復又は再犯へと至るプロセスにおける岐路を特徴的に見出すことができた。そこで、この2つの大カテゴリーに焦点を当てて、図1・図2のとおり4ケースのTEM図を作成した。いずれも、「薬物を使用せずに保護観察終了」を等至点 (EFP)、「保護観察中に薬物を再使用」を両極化した等至点 (P-EFP) としている。

2つの大カテゴリーをまとめて1つの図とすることも検討したが、そうすると図が複雑化し、分岐点 (BFP) やそこにはたらく諸力 (SG や SD) が分かりにくくなってしまうため、2つの図とした。なお、4ケースに共通する必須通過点 (OPP) と考えられたのは、「出所 (保護観察開始)」であり、これはその後の径路が分岐していく分岐点 (BFP) でもあった。

(1) 薬物使用に対する認知に焦点を当てた4ケースのTEM図

薬物使用に対する認知という大カテゴリーの中でも、特に薬物依存症の自覚の有無という小カテゴリー該当が重要な分岐点と見られたため、そこに焦点を当ててTEM図を描くと、図1のとおりであった。

出所 (保護観察開始) 後、A・B・Cは自覚あり、Dは自覚なしと分岐した。この時、A・B・Cに共通していたのが、薬物使用への多様な引き金の認知であり、一方のDは、引き金はただ一つという認知や薬物は法律に触れるからいけないという認知などを持っていた。

その後、Bも、薬物への欲求が全く生じてこない安堵感から自覚なしとなった。しかし、Bは、薬物使用時の自分を思い出して怖くなる体験をしたことから、再び自覚ありへと変化している。

Cは、一貫して自覚ありであったが、希望の仕事への転職が不調に終わると自暴自棄に陥り、薬物の再使用へと至っている。Cと対照的にDは、一貫して自覚なしのまま推移し、徐々に薬物への欲求が強くなる中で薬物の再使用へと至っている。

(2) 仕事・健康の状況に焦点を当てた4ケースのTEM図

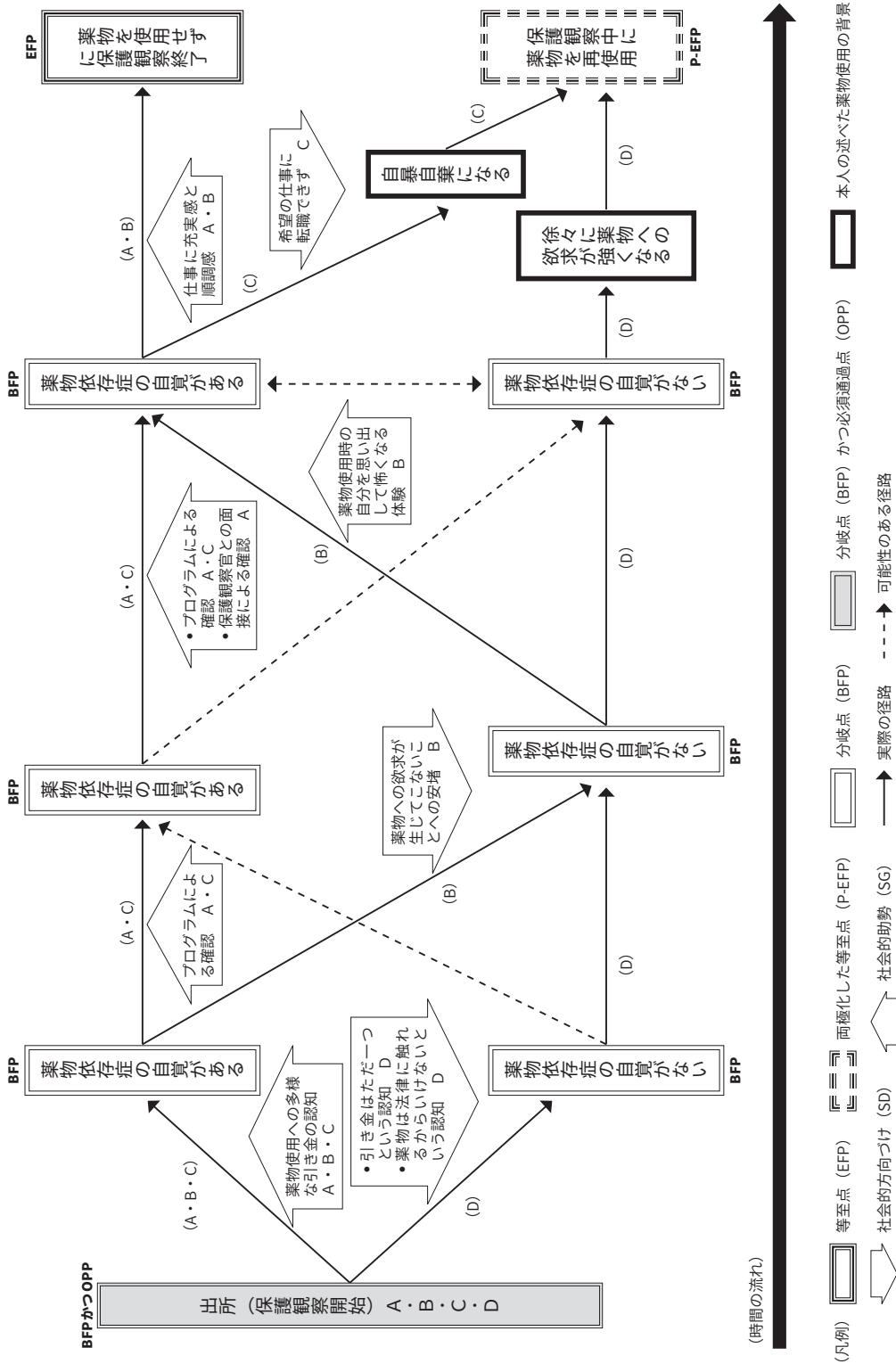
A・BとC・Dの分岐を最も明確に描くことができたのが、仕事・健康の状況に焦点を当てたTEM図であった (図2)。

出所 (保護観察開始) 後、A・Bは、家族や知人の支えを得て希望の仕事に就職することができ、C・Dは、希望とは異なる仕事にとりあえず就職した。

Aは仕事へのプレッシャーを、Bは仕事上のトラブルを抱える場面も見られたが、仕事上のストレスが薬物使用の引き金という認知 (A) や仕事が薬物を使用しないための錨という認知 (B) を持ち、両者とも保護観察期間中、充実感・順調感を持って仕事が続いた。また、仕事を続けるために、健康への留意や無理しない気持ちを有し、疲れや体調不良があれば休みをとるということができていた。

一方、C・Dは、仕事 (職場や待遇) への不満を度々表明し、Cは、体調不良があってもあまり休まずに働いていた。途中、Cは、以前から希望していた仕事に転職する目的が立ち、A・Bと同じような径路に乗る

図1 薬物使用に対する認知に焦点を当てた4ケースのTEM図



チャンスが生じたが、その転職は不調に終わり、自暴自棄に陥って、薬物の再使用へと至っている。Dは、希望の仕事に転じることを諦めた状態のまま、徐々に薬物への欲求を強め、薬物の再使用へと至っている。

5 研究結果に基づく考察

(1) 回復と再犯の岐路

本研究の結果全体を見ると、この4ケースにおいて回復と再犯の岐路となったのは、主に、「自分が薬物依存症であるという自覚を持てたか」「薬物使用への多様な引き金について認知できたか」「希望の仕事に就くことができたか」「仕事に充実感や順調感を持つことができたか」「疲れや体調不良に対し、休暇や治療で対処できたか」であることが分かる。

(2) 薬物依存症の自覚と多様な引き金の認知

和田(2019)は、覚醒剤に身体依存(禁断症状)はないものの、精神依存(渴望)は強烈であるとし、その原因は、脳内報酬系(A10神経系)に作用し、何の努力もしないのに喜びだけを与えてくれるからだとしている。そして、刑事施設のように薬物が絶対に手に入らない状況では渴望が消えたかのようにしぼんでしまうが、社会に出て使える環境に戻った途端、頭の中が渴望で一杯になってしまう、それが薬物依存の特徴であると述べている。松本(2018)も、薬物によって引き起こされる興奮がひとたび脳内報酬系に快感として刻印づけられてしまうと、その記憶を完全になかったことにすることはできなくなり、目の前に薬物を出されても何も感じない体質を取り戻すことが治るという意味ならば、薬物依存症が治ることはないとしている。しかし、薬物を止め続けていれば、薬物によって失ったもの(健康や財産、大切な人との関係性、社会からの信頼など)を少しずつ取り戻すことができ、そのような意味から、薬物依存症は治らないが回復できる病気であるとも述べている。つまり、薬物依存症からの回復には、的確な病識を持つことが一つの鍵となる。

本研究においても、回復のためには、自分は薬物依存症という慢性の病にかかっており、だからこそ薬物使用への様々な引き金に注意し続けることが大切だという認知を持つことの重要性が示されている。

また、Aが「保護観察終了後に薬物検査がなくなるのは不安だ」、Bが「薬物をやり始めたら、絶対にその力に頼ってしまう」と述べているように、薬物依存症の自覚は薬物に対する無力感を持つことと重なるのであり、この点が重要であることも示唆された。

(3) 仕事を基点とする生活全般への自己効力感の獲得

A・Bに共通し、C・Dに見られなかったのは、「希望する仕事に就職できたこと」「仕事に充実感や順調感を持ち続けていたこと」「疲れや体調不良に対し、休暇や治療で対処できたこと」であった。

この結果からは、希望の仕事に就けたという事実や認知が、仕事を頑張ろう、今の生活を大切にしようという思いにつながり、疲れや体調不良などの危機場面に陥ったときは無理をしないという行動につながっていることが示唆される。また、仕事を頑張る、継続することによって得られた充実感・順調感が、生活全般への自己効力感につながるという良い流れが生まれていたと考えられる。

TEMを用いた上岡(2020)の研究においても、薬物依存からの離脱という等至点(EFP)に近づくのを助ける社会的助勢(SG)として、「やりがいのある仕事」が挙げられている。同じくTEMを用いて薬物事犯者を分析した森田(2021)の研究においても、充実感を持って、危機場面を乗り越えつつ仕事を継続することの重要性が示唆されている。また、前述のストリッカーら(Strickler et al., 2009)の薬物依存症患者が就労を維持するためには雇用におけるマッチングや健康の維持が大切であるという調査結果は、本研究の結果と合致している。さらに、山本ら(2013)が、一般的な自己効力感が高い薬物事犯者ほど再犯に及ぶ確率が低くなるという研究結果から、自己効力感が高まれば、覚醒剤の薬理作用を求めずとも物事に対処できるようになるとしていることも、本研究の結果と軌を一にする。

(4) 危機場面からの素早いリカバリー(回復・対処)

回復と再犯の岐路の一つに「疲れや体調不良に対し、休暇や治療で対処できたこと」が見出された。いわば危機場面からの素早いリカバリー(回復・対処)である。森田(2021)の薬物事犯者の事例においても、無

断欠働や施設職員への攻撃行動といった危機場面において、職場に復帰する、相手に謝するというリカバリーが早期になされることの大きさが描かれている。

本研究の回復ケースは、人間関係や仕事・健康の状況といった大カテゴリーにおいて、度々危機場面に遭遇し、その都度素早くリカバリーしている。そのリカバリーが、破綻を防いで、回復ケースを薬物使用から遠ざけていたのではないかと考える。そして、こういったリカバリーを助けていたのは、薬物を断つために大切なことや薬物使用の引き金と罅に関する認知であり、更にこれらの認知の維持を支えていたのが、定期的なプログラムと保護観察官・保護司による面接ではないかと推測される。なぜならば、これらの認知が表明され確認される場合は、プログラムの場であり、保護観察官や保護司との面接の場であったからである。保護観察という枠組みの中で、現在の生活を振り返り、自己開示的な率直なやりとりや問題への直面化を行うことを通じて、薬物を再使用しないためにはどのようなことが大切かを考え、確認することにより、これらの認知が維持されていたものと考えられる。

(5) TEMで見えてくるもの

例えば、B に対して質問紙調査による量的研究が行われた場合、その結果は、調査時点が、薬物依存症という自覚が持てなかった時期か持てるようになった時期かによって異なり、B はどちらかに分類されて、数値化・平均化されてしまったであろう。仕事の状況についても、勤勉に働いている時期か健康上の理由で休みが多い時期かによってどちらかに分類されてしまう。

その点、TEM による分析は、時間の経過とともに変化するケースの有り様を捉え、示すことができる。安田ら(2008)が述べるように、時間の持続と共に進行し変化する経験を、平均像にまとめてしまうのではなく、多様な径路として提示することができるのである。こうして可視化された経験は、後に経験しうる人々に対するモデルとして役立つものになる。

総合考察

1 保護観察処遇への提言

研究結果と考察に基づき、以下のような保護観察処遇への提言を行いたい。

(1) 薬物依存症の自覚(薬物への無力感)と生活全般への自己効力感を育む働きかけ

薬物依存症からの回復について、本研究等から示唆されたのは、①薬物依存症の自覚を持つこと、つまり薬物の使用が自分の意志ではコントロールできない状態(松本, 2018)にあることを理解し、「薬物の前で自分は無力だ。またいつ薬物を使ってしまうか分からない」という薬物への無力感を抱くことと、②希望の仕事に就職し継続することを基点とする自己効力感を持つこと、つまり「自分は薬物を使わなくても充実した生活を送ることができる。無力ではない」という生活全般への自己効力感を抱くこと、この2つが並行して保たれることの重要性である。

回復前の薬物事犯者は、薬物依存への自覚が乏しく、自己の薬物問題や依存症状を低く見積もり(山本ら, 2011)、自分の意志で断薬することにこだわろうとする(神垣ら, 2016)。つまり、本研究のケースDがそうであったように、薬物への無力感を持つことができない状態にある。また、サイクスとマツァ(Sykes & Matza, 1957)やマツァ(Matza, 1986/1964)などを基にした押切(2017)の累犯受刑者の認知に関する調査研究によれば、薬物事犯者は、「他者や運という外的統制の前に自分は無力だ」という無力感を強く抱いており、これは生活全般への無力感につながるものであると考えられる。和田(2019)も指摘しているとおり、薬物依存症者の大きな特徴は、「俺はだめなんだ、何をやっても結局だめなんだ」と思いこんでしまっていることである。そのような中であって、薬物は何の努力もしないのに喜びだけを与えてくれる(和田, 2019)ものであるため、使用時には「薬物を使うと自分は無力ではない」という認知の状況が作られる。実際に、薬物事犯者の多くが、薬物を使用するメリットとして、性的な快感・興奮、集中力の増強、憂鬱な

図3 回復に向けての認知変容の一つのモデル

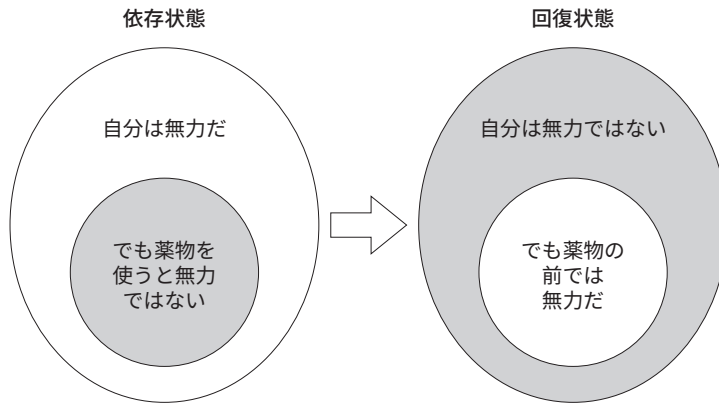
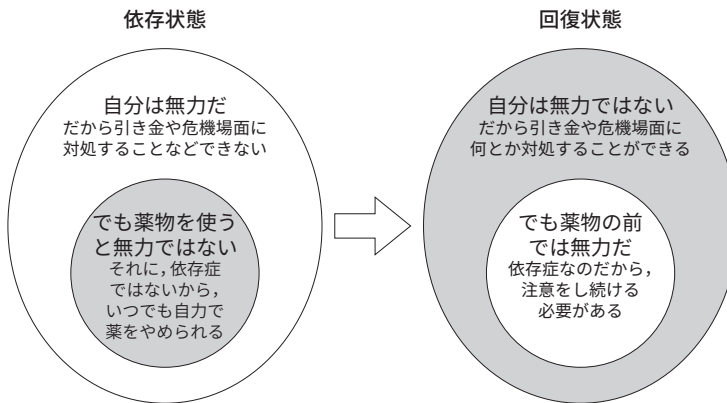


図4 回復に向けての認知変容の一つのモデル（ブレイクダウン）



気分や不安の忘却、疲労回復などの有能感を挙げている（法務総合研究所，2020a）。

以上のことを踏まえ、薬物事犯者が薬物依存の状態から回復していくための認知の変容について、「無力感」をキーワードに単純に図式化するならば、図3のとおり、生活全般に無力感を抱きつつ薬物を使った時には自己効力感を持っていた状態から、生活全般への自己効力感を抱きつつ薬物への無力感を持っている状態への変容ではないかと見ることができる。

図3を、もう少しブレイクダウンしてみると、生活全般への無力感があるために「引き金や危機場面に 対処することなど自分にはできない」という認知を持っていた状態から、生活全般への自己効力感を抱くことによって「引き金や危機場面にも何とか対処できる」

という認知を有する状態への変容と捉えることもできる。また、薬物使用に対する認知という点では、薬物を使うことによって刹那的な自己効力感が生じている上に、「自分は薬物依存症ではないから、いつでも自力で薬をやめられる」という病識のない状態から、「自分は薬物依存症で薬物の前では無力だからこそ、注意をし続ける必要がある」という状態への変容と見ることできる（図4）。

この回復状態は、大江・亀田（2015）が、自己の多面性について客観的に捉えることができることによって、自己受容が進み、自己肯定感が高められ、人格を肯定しながら行動の非だけに焦点を当てることができるとしていることとも通じるところがある。

薬物事犯者の保護観察処遇（特にプログラムや面

接)においては、この「方向の矛盾する認知のバランス」や「認知構造の多重性」とも言えるものを念頭に置き、薬物への無力感(薬物依存症の自覚)と生活全般への自己効力感を育む方向での働きかけがなされることが重要と考える。

(2) 薬物依存症の自覚(薬物への無力感)を保つための働きかけ

本研究において重要な岐路となったのは、「自分は薬物依存症であるという自覚を持てたか」であり、図3・図4のような認知変容を果たし、薬物依存から回復し続けるためには、この自覚を保つための働きかけが大切であることが分かる。

薬物事犯の保護観察対象者の中には、始めから自覚を持つとしない者や途中で自覚をなくす者があり、この自覚を保持させることは容易ではない。薬物再乱用防止プログラムにおいては、この自覚を持つよう、あるいは自覚を保ち続けるよう繰り返し働きかけるが、保護観察所が提供するプログラムには期間の限りがある。そこで重要と思われるのは、本研究においては十分に分析できなかったが、保護観察中又は保護観察終了後に地域の社会資源につなぎ、そのつながりの中で、薬物依存症の自覚を保つ機会を持たせ続けることである。

一部執行猶予制度の施行に併せて、更生保護法には、薬物依存のある保護観察対象者に関する特則が設けられ、①処遇に当たっては医療・福祉機関と緊密な連携を確保すること、②薬物依存の改善に資する医療や改善するための専門的な援助(薬物依存回復プログラム等)を受けよう本人に指示できること、③他機関における専門的な援助を本人が受けた場合には保護観察所のプログラムの一部が免除されることなどが規定された。これらの規定は、いずれも保護観察対象者を地域の社会資源につなぐことを促進するためのものであるが、2021年度において、薬物事犯保護観察対象者8,501人のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数は536人(6.3%)に過ぎない(法務省、2022b)。

地域の社会資源へのつながりを加速させるため、2022年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」においては、更生保護法を改正し、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助を受けることを遵

守事項として本人に義務づけることも可能となった。この専門的な援助には、当然、地域の社会資源において実施される薬物依存回復プログラムも含まれている。また、新たに、保護観察所は、保護観察終了後であっても、改善更生のために必要であると認めるときは、本人の意思に反しないことを確認した上で、専門的知識を活用した援助を行うことが可能となった。これは、薬物事犯者が保護観察を終了した場合であっても、保護観察所が、地域の社会資源につなげる働きかけなどを息長くできるようにするものである。これらの法改正は、2023年12月に施行されたが、本人の薬物依存症の自覚の保持という観点からも、新たな制度を活用しつつ、いかに薬物事犯者を地域の社会資源につなげるかが、今後の再犯防止・回復の鍵となってくる。

(3) 就労支援の重要性とその充実強化

本研究においては、生活全般への自己効力感と関連する就労の重要性が示されている。特に、再犯をせずに回復するためには、自らが希望する仕事に就くこと、充実感や順調感を持って仕事を続けることが大切であることが示唆された。

保護観察対象者等の再犯を防止し改善更生を図るための就労支援は、2006年度以降逐次強化され、保護観察所・刑事施設とハローワークとの緊密な連携、就職に当たっての身元保証制度、トライアル雇用制度、寄り添い型の支援を行う更生保護就労支援事業、前歴を承知で雇用を提供する協力雇用主に対する奨励金制度など、新たな施策が次々と導入されている。

それにより、協力雇用主が増え、協力雇用主のもとに就職する保護観察対象者等も増加した。しかし、法務省保護局が協力雇用主1,000人(603人が回答)に行った質問紙調査によれば、「協力雇用主として雇った犯罪や非行をした人の平均的な勤務継続期間はだいたいどれくらいですか」という質問に対し、実際に犯罪や非行をした人を雇ったことのある協力雇用主の45.9%が、「6か月以内」と回答している(法務省保護局、2019)。この結果は、就労支援により就労した場合でも、相当数の者が短期間で仕事を辞めてしまっている現状を表している。

そうした中、ただ就職させるだけでなく、本人の希望や適性に可能な限り配慮し、それに沿った就労がいかに実現できるかということが課題となっている。そ

の課題に対応するためには、①就労に関する希望や適性を把握するためのアセスメントを充実させること、②矯正施設や社会内における職業訓練・職業指導を充実させること、③建設業が過半数を占めるなど職種の偏りがある協力雇用主について、その業種の多様化を図ること、④更生保護就労支援事業のような寄り添い型の支援を充実化するなどして、就職支援ばかりでなく、職場定着支援や転職支援を強化することなどが必要であると考えられる。

(4) 危機場面への素早い対応の重要性

さらに、回復ケースにおいて、人間関係や仕事・健康の状況で危機場面に陥った際に素早くリカバリーができていたという本研究の結果からは、小さな危機場面を見逃さずに、早めに対処できるよう本人を支援・指導することの大切さも浮かび上がってくる。

保護観察処遇を行っていると、多少のことであればしばらく推移を見ているうちに落ち着くのではないかという楽観的な見方を持つてしまうことがある。それはある意味、願望に近いものである。もちろん、よくよく検討して、推移を見守るといった結論に至る場合もあると思われるが、研究結果は、問題が深刻化する前に、危機場面に迅速に介入することの重要性を示している。

破綻に至らないように、早めに調整を図ろうとする本人の心身の働きこそが重要であり、それが動作するような指導や支援が必要と考える。

2 本研究の限界と今後の課題

本研究は、研究にかかる労力との兼ね合いもあり、4ケースに絞って調査し分析した。当然のごとく、覚醒剤事犯者には、全部執行猶予であったり、全部実刑であったり、刑事施設入所を重ねていたり、女性であったり、一般就労が困難であったりといった多様なケースがあるわけで、それらのケースについてもTEMの手法により質的な分析を行うことによって、更に様々な経路や共通性が見出されるのではないかとと思われる。

また、本研究においては、地域の社会資源（医療機関、相談機関、自助グループ等）へつなぐことの有効性をよく分析できなかった。地域の社会資源が回復に

果たす役割の重要性は、先行文献においても臨床経験からも広く認められているところであり、この点については、今後十分な調査分析を要すると考える。

さらに、本研究においては、薬物を再使用せずに保護観察期間が終了したケースを回復ケースとしたが、薬物依存からの回復の道りは長いのであり、もっと長期的に見ていく必要もあると感じた。

なお、本研究は、犯罪又は薬物依存症という機微な情報を取り扱うものであり、研究結果の発表に当たっては、調査対象者を特定されるおそれがないことが必要な条件であった。そのため、情報の抽象度を高めた結果、個々のケースに関する生き生きとした情報を捨象せざるを得ない面があった。ただし、抽象度の高い情報からであっても、本研究によって明らかにしようとした保護観察における回復プロセス・再犯プロセスの本質的・核心的な部分については伝えることができたのではないかと考えている。

引用文献

- 赤木寛隆（2017）仮釈放後に再び薬物を乱用した覚せい剤事犯者の薬物依存重症度、薬物再乱用に関する意識等について。更生保護学研究, No.11, 73-92.
- 荒川歩・安田裕子・サトウタツヤ（2012）複線径路・等至性モデルのTEM図の描き方の一例。立命館人間科学研究, 25, 95-107.
- 有野雄大（2019）性犯罪者に対する効果的な指導や支援の在り方についての考察——性犯罪受刑者が性犯罪をして求めていたものを得ようとしたプロセスの研究から。刑政, 130(12), 70-79.
- 伴恵理子（2015）薬物依存症者の治療および支援に関する研究の概観と展望——覚せい剤使用に注目して。東京大学大学院教育学研究科紀要, 55, 317-324.
- 江頭佳子・糟谷知香江（2019）再発を繰り返すがん患者のアイデンティティの再確立について。心理・教育・福祉研究, No.18, 9-19.
- 引土絵未（2019）薬物依存症者に対する就労支援。臨床精神医学, 48(11), 1285-1289.
- 法務省（2022a）令和3年検察統計年報。
- 法務省（2022b）令和4年版再犯防止推進白書。
- 法務省保護局（2019）協力雇用主に対するアンケート調査。https://www.moj.go.jp/content/001290742.pdf（情報取得2019/05/20）
- 法務省保護局（2022）保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの効果検証調査報告書。https://

- www.moj.go.jp/content/001382497.pdf（情報取得2022/10/28）
- 法務省矯正局成人矯正課・法務省矯正研修所効果検証センター（2022）刑事施設における薬物依存離脱指導の効果検証調査報告書。https://www.moj.go.jp/content/001382496.pdf（情報取得2022/10/28）
- 法務総合研究所（2020a）薬物事犯者に関する研究。法務総合研究所研究部報告, No.62.
- 法務総合研究所（2020b）令和2年版犯罪白書。
- 法務総合研究所（2022）令和4年版犯罪白書。
- 一柳理絵・松下年子（2018）女性薬物依存症者が回復資源につながり利用していく過程。アディクション看護, 15(2), 13-22.
- 神垣一規・五十嵐愛子・松下年子・阿部恵一郎・中野良吾・田村勝弘・船山健二（2016）刑務所在在中の薬物依存者の実態と社会復帰支援のための課題。日本アルコール関連問題学会雑誌, 18(1), 139-145.
- 上川多恵子（2023）TEAの基本概念一覧。サトウタツヤ・安田裕子（監修）・上川多恵子・宮下太陽・伊東美智子・小澤伊久美（編）, カタログTEA — 図で響きあう（pp.5-10）。新曜社。
- 上岡陽江・大嶋栄子（2010）その後の不自由 — 「嵐」のあとを生きる人々たち。医学書院。
- 上岡靖之（2020）薬物依存の回復者の語りから見た“更生の過程” — 複線径路等至性アプローチのすすめ。更生保護学研究, No.17, 53-65.
- 勝田聡（2017）保護観察中の性犯罪者の犯罪行動のプロセス。質的心理学研究, No.16, 135-152.
- 勝田聡・羽間京子（2014）覚醒剤事犯者の処遇効果に関する研究の現状と課題。千葉大学教育学部研究紀要, 62, 23-29.
- 河合直樹・窪田由紀・河野荘子（2016）児童自立支援施設退所者の高校進学後の社会適応過程 — 複線径路・等至性モデル（TEM）による分析。犯罪心理学研究, 54(1), 1-12.
- 小嶋秀幹・田中玲衣（2020）子の不登校を経験した母親が相談機関につながるまでの行動と心理的变化過程 — 複線径路・等至性モデル（TEM）による分析。福岡県立大学心理臨床研究, 12, 3-15.
- 香曾我部琢（2018）保育者の「結婚観・子育て観」がキャリア形成プロセスに与える影響 — 結婚と子育てへの意識が生み出す保育者の離職と再就職。宮城教育大学紀要, 53, 223-228.
- 松本俊彦（2018）薬物依存症。筑摩書房（ちくま新書）。
- 松尾久実子（2020）女子窃盗事犯者の処遇方策に係る研究。更生保護学研究, No.17, 3-16.
- マツタ, D. (1986) 漂流する少年 — 現在の少年非行論（非行理論研究会, 訳）。成文堂。（Matza, D. (1964) *Delinquency and drift*. Wiley John & Sons.）
- 森田展彰（2021）更生保護施設における薬物依存症者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究。松本俊彦（研究代表）, 再犯防止推進計画における薬物依存症者の地域支援を推進するための政策研究 令和2年度総括・分担研究報告書（pp.145-189）。
- 室城隆之（2012）中学生の対教師暴力からの立ち直りプロセスに関する質的研究 — 家庭裁判所調査官による介入事例の分析。犯罪心理学研究, 49(2), 1-14.
- 檜木博之（2019）福祉現場に就職した卒業生の離職防止に関する研究 — 早期離職しないための卒後サポート。身延山大学仏教学部紀要, No.20, 17-28.
- 大江由香・亀田公子（2015）犯罪者・非行少年の処遇におけるメタ認知の重要性 — 自己統制力と自己認識力, 社会適応力を効果的に涵養するための認知的心理学的アプローチ。教育心理学研究, 63(4), 467-478.
- 押切久遠（2017）犯罪者の認知傾向に関する研究 — イラショナル・ピリフに焦点を当てて。犯罪心理学研究, 54(2), 1-15.
- 押切久遠・山下麻実（2016）更生保護における薬物事犯者施策について。犯罪と非行, No.181, 166-186.
- 境愛一郎・中西さやか・中坪史典（2012）子どもの経験を質的に描き出す試み — M-GTAとTEMの比較。広島大学大学院教育学研究科紀要第三部, No.61, 197-206.
- 坂野剛崇（2015）少年の非行からの立ち直りのプロセスに関する一考察 — 元非行少年の手記への複線径路等至性モデルによるアプローチ。関西国際大学研究紀要, No.16, 47-60.
- サトウタツヤ（編）（2009）TEMではじめる質的研究 — 時間とプロセスを扱う研究をめざして。誠信書房。
- サトウタツヤ・安田裕子・木戸彩恵・高田沙織・ヤーン・ヴァルシナー（2006）複線径路・等至性モデル — 人生径路の多様性を描く質的心理学の新しい方法論を目指して。質的心理学研究, No.5, 255-275.
- Strickler, D. C., Whitley, R., Becker, D. R., & Drake, R. E. (2009) First person accounts of long-term employment activity among people with dual diagnosis. *Psychiatric Rehabilitation Journal*, 32(4), 261-268.
- Sykes, G. M., & Matza, D. (1957) Techniques of neutralization: A theory of delinquency. *American Sociological Review*, 22(6), 664-670.
- 武内珠美・小坂真利子（2011）デートDV被害女性とその関係から抜け出すまでの心理的プロセスに関する質的研究 — 複線径路・等至性モデル（TEM）を用いて。大分大学教育福祉科学部研究紀要, 33(1), 17-30.
- 谷真如・高野洋一・高宮英輔・嶋根卓也（2020）覚せい剤取締法違反により刑事施設に入所した刑の一部

- 執行猶予者の心理・社会的特徴. 犯罪心理学研究, 57(2), 1-17.
- 内潟恵子・石渡千鶴・小川裕子 (2015). 薬物依存をやめる支えになったものは何かの実態調査 — 当事者インタビューの結果から. 帝京平成大学紀要, 26(1), 39-46.
- 和田清 (監修) (2019) 保護司のための薬物依存Q & A — 処遇に悩んだら. 日本更生保護協会.
- 若林馨・小島秀吾 (2020) 更生保護施設入所者の孤独感に関する研究 — その様相および推移に着目して. 国際医療福祉大学学会誌, 25(1), 37-51.
- 山本麻奈・森丈弓・牛木潤子 (2013) 薬物事犯受刑者の自己効力感と再犯との関連について. 日本アルコール・薬物医学会雑誌, 48(6), 445-453.
- 山本麻奈・等々力伸司・西田篤史 (2011) 刑事施設における薬物依存者用評価尺度 (C-SRRS) の開発 — 信頼性・妥当性の検討. 犯罪心理学研究, 49(1), 1-14.
- 安田裕子 (2005) 不妊という経験を通じた自己の問い直し過程 — 治療では子どもが授からなかった当事者の選択岐路から. 質的心理学研究, No.4, 201-226.
- 安田裕子 (2009) 不妊症治療経験者の子どもを望む思いの変化プロセス — 不妊治療では子どもをもつことができなかった女性の選択岐路から. サトウタツヤ (編), TEM ではじめる質的研究 — 時間とプロセスを扱う研究をめざして (pp.17-32). 誠信書房.
- 安田裕子 (2023) 採録オンライン講習会TEA 基礎編. サトウタツヤ・安田裕子 (監修)・上川多恵子・宮下太陽・伊東美智子・小澤伊久美 (編), カタログTEA — 図で響きあう (pp.91-99). 新曜社.
- 安田裕子・荒川歩・高田沙織・木戸彩恵・サトウタツヤ (2008) 未婚の若年女性の中絶経験 — 現実的制約と関係性の中で変化する, 多様な径路に着目して. 質的心理学研究, No.7, 181-203.

謝 辞

本研究に御協力くださいました法務省保護局の皆様, 御指導くださいました東京成徳大学大学院の先生方, 的確で有意義な御指摘・御助言を賜りました査読者・編集者の先生方に心より感謝申し上げます。本研究が当事者の回復支援や再犯防止に役立つことを願っております。

(2023.10.28 受稿, 2024.6.3 受理)